

一般財団法人武蔵野市開発公社 2 ビル軒先貸出事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、一般財団法人武蔵野市開発公社（以下、「公社」という。）が開発公社第2ビルの軒先（以下、「2ビル軒先」という。）を貸し出す事業（以下、「2ビル軒先貸出事業」という。）を使用することについて必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第2条 公社は、武蔵野市吉祥寺本町1丁目11番2号内の2ビル軒先において2ビル軒先事業を行うこととする。

(使用内容)

第3条 街の活性化、にぎわいの創出に資する事業として、公社理事長（以下、「理事長」という）が認める内容について、2ビル軒先を使用することができる。

(事業期間)

第3条 2ビル軒先貸出事業は、公社第2ビルの1階テナントが入居していない期間のみ実施するものとする。なお、本事業の実施、中止及び再開の時期は、まちづくり課長が総務課長との協議を経て判断するものとする。

(使用申請)

第5条 2ビル軒先の使用を希望する者は、2ビル軒先使用申請書（第1号様式）を理事長に提出しなければならない。

(使用の決定及び通知)

第6条 理事長は、前条に規定する申請があったときは、その申請内容を審査し、2ビル軒先の使用の可否を決定し、申請者に通知する。

(使用料)

第7条 前条の使用の決定について、通知を受けた者（以下、「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

(使用許可)

第8条 理事長は、前条の手続を完了した者に対し、2ビル軒先使用許可証（第2号様式）を交付するものとする。

3 理事長は、前項の規定による 2 ビル軒先使用許可証の交付の際に、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の中止)

第 9 条 使用者が中止を申し出た場合、次に掲げる費用を返金するものとする。

(1) その使用する日から起算して 31 日以上前 使用料の 100 分の 100

(2) その使用する日から起算して 15 日以上前 使用料の 100 分の 50

(3) その使用する日から起算して 14 日以降 返還なし

2 前項の起算日が公社休業日の場合、翌営業日とする。

付則

この要領は令和 2 年 9 月 7 日から施行する。

別表（第7条関係）

使用期間	10～21時
平日	5,500円
土日祝日	11,000円

消費税等含む